

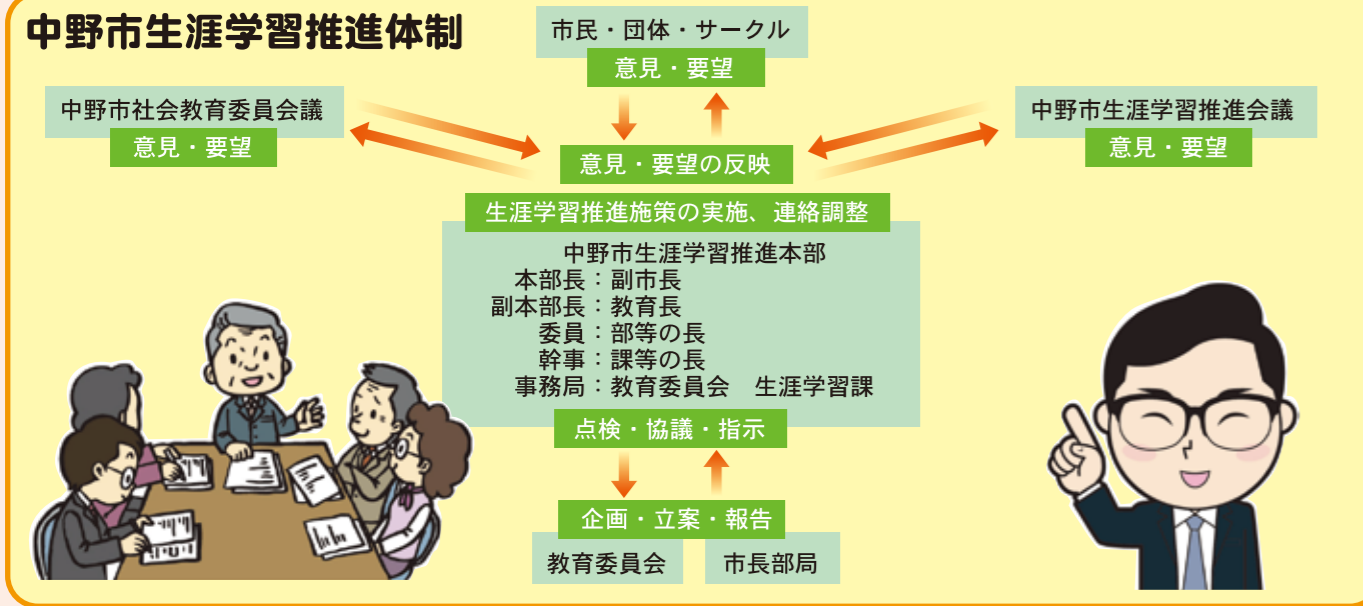
基本施策3 生涯学習推進体制の充実

1 生涯学習推進のための機関

市民の学習に対する気運の高まりや広がりを支え、市民の多様な学習活動が主体的に行われるために、生涯学習推進体制の充実が必要です。

- 1 市民意見の反映
- 2 生涯学習推進体制の強化

中野市生涯学習推進体制



2 学習情報の提供

市民の要求に応じた学習情報の提供や主要な学習施設等における相談活動の充実など、市民の学習活動を支援する必要があります。

- 1 多様な学習情報の提供
- 2 学習情報のネットワーク化
- 3 学習相談の充実

3 指導者の充実

多種多様に存在する学習活動を進めるためには、それぞれの学習目的、内容、レベルにあった学習活動を支援し、助言する人の役割が重要です。各分野の指導者や各種ボランティア指導者を発掘、養成していくことが必要です。

- 1 指導者の養成
- 2 指導者の発掘・活用

4 学習成果の評価と活用の場の確保

学習活動を通じて得た成果を適正に評価されることは、さらに学ぶ人の学習意欲を高めることとなります。身につけた能力を社会の中でいかしていくことができるように、社会環境を整備していくことが必要です。

- 1 学習成果を発表する機会の確保
- 2 学習成果をいかすための支援

5 学習の場の充実

学習活動を円滑に進めていくためには、学習活動が行われる場を確保することが重要です。公民館、図書館、博物館、学校、体育施設などの施設の充実や連携に努めていく必要があります。

- 1 施設の活用
- 2 施設の充実

第2次中野市生涯学習基本構想

(平成29年度～平成38年度)

緑豊かなまちでの学びを地域にいかす生涯学習のまちをめざして
～学びと夢でつながる心、絆づくり～



生涯学習の理念 【教育基本法 第3条】

国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

第2次中野市生涯学習基本構想

ダイジェスト版

発行 平成29年3月
発行者 中野市・中野市教育委員会
編集者 中野市教育委員会事務局 生涯学習課
E-mail shogai@city.nakano.nagano.jp
http://www.city.nakano.nagano.jp/



ダイジェスト版

生涯学習とは

学校での教育活動はもちろん、地域の公民館などでの学習、スポーツ、レクリエーションや文化芸術活動など、子どもから高齢者まで、趣味や教養、生きがい、職業上やキャリアアップのための学習など、自己の充実や生活の向上のために、自分に合った手段と方法を自ら選んで、生涯にわたってあらゆる機会に行われる学習のことです。

平成29年3月

中野市
中野市教育委員会

学びたいときに 学べる活動を 推進

第2次中野市生涯学習基本構想は、平成28年2月に策定した第2次中野市総合計画で将来都市像として掲げる「緑豊かなふるさと 文化が香る元気なまち」をめざし、市民が「いつでも、どこでも、だれでも」学びたいときに学べる活動を推進するための指針です。
この構想を推進することで、市民の誰もが生涯学習に取り組み、仲間をつくり、その成果を活用できる生涯学習のまちづくりをめざします。
この構想期間は、平成29年度から平成38年度までの10年間です。

基本施策1 あらゆる学習機能の活性化

1 家庭教育の充実

家庭教育の重要性を啓発するとともに、その学習機会を提供し、学校や地域社会との連携を密にして家庭の教育力を高めていくことが大切です。

- 1 家庭の教育力の向上
- 2 健やかな子どもを育てる環境づくり
- 3 子育て支援体制の充実
- 4 乳幼児教育の充実



家庭教育学校（中央公民館）

2 学校教育の充実

社会の急激な変化に対応するため、自ら課題を見つけ、自ら解決できる能力を育成するとともに、他人を思いやる気持ちを養うことが求められています。

また、ふるさとを大切にすることを育むため、地域の学習資料や人材を活用した学習が重要となっています。

- 1 学校教育の推進
- 2 地域との連携の強化

3 社会教育の充実

日常的に必要な知識、教養を高め、様々な社会変化から生じる生活上の課題に役立つ学習や心の豊かさ、うるおいなどを求める学習が大切となってきています。

- 1 青少年の学習活動の充実
- 2 成人の学習活動の充実
- 3 障がい者の学習活動の充実
- 4 高齢者の学習活動の充実

4 職業能力の向上

人口減少時代において持続可能な社会をつくるためには、働く意欲のある人全員が活躍できるよう労働環境を整備することが求められています。

若年者、高齢者、女性、障がい者を問わず、すべての人々が、職業を自らの意志で選択し働くため、知識・技能を習得する機会を広げていくことが大切です。



配管科訓練（北信州能力開発センター）

- 1 職業教育の充実
- 2 職業能力形成機会の充実
- 3 地域産業の育成

基本施策2 多様な学習活動の推進

1 健康長寿のまちの推進

日常生活でバランスのとれた栄養・運動・休養のとり方を学び、「自分の健康は自分で作る」という自覚を持って、健康づくりを進めることが大切です。
乳幼児期から高齢期まで、人生の各時期に応じた健康づくりについて、知識や技能を習得できるよう支援していくことが必要です。

- 1 健康づくりの推進
- 2 介護予防の推進

2 スポーツ活動の振興

生涯にわたってスポーツ・レクリエーションに親しむことができるよう、啓発活動やスポーツ教室の開催、イベントの開催などを通じた生涯スポーツ振興が望まれます。

- 1 スポーツ・レクリエーションの振興
- 2 スポーツ施設の活用



カチューシャふるさとマラソン大会

3 文化芸術活動の振興

文化芸術を身近に感じ、親しめる環境づくりを推進するとともに、主体的・創造的な文化芸術活動を支援していくことが必要です。
また、豊かな歴史に育まれた伝統文化には、それ自体に価値があるだけでなく、新たな文化を醸成させるためにも大切なものであり、保存し、次代に継承していく必要があります。

- 1 文化芸術活動の推進
- 2 文化施設の活用
- 3 文化財の保存と活用



信州なかの音楽祭

4 交流活動の推進

姉妹都市交流など様々な分野で進め、交流都市双方の活性化につながる交流活動を推進していくことが必要です。
また、急速に進む国際化に対し、市民の国際感覚の向上を図るために、国際交流のより一層の推進が求められており、そのために、国際交流事業の推進が必要です。

- 1 都市間交流の推進
- 2 国際交流の推進

5 人権が尊重される社会の推進

人権尊重、人権擁護は、国際的にも大きな課題となっています。
あらゆる差別をなくし、市民一人ひとりの人権が尊重され、差別のない明るい社会の実現を図っていく必要があります。

- 1 人権意識の高揚
- 2 人権教育の推進

6 男女共同参画社会の推進

性別にかかわらずお互いの生き方を尊重し合い、個性豊かに生きることができる男女共同参画社会の実現を図っていく必要があります。

- 1 男女共同参画のための意識づくり
- 2 男女がともに社会活動へ参画するための環境整備
- 3 男女が平等に支え合う自立した生活づくり

7 平和教育の推進

平和を求めることは、世界の人々の願いです。平和を希求する日本国憲法の精神を大切にし、再び戦争の惨禍を繰り返さないために、平和な国際社会の実現をめざすことが必要です。

- 1 平和意識の育成
- 2 平和教育の推進



中学生被爆地派遣（広島市）

8 ボランティア活動の促進

ボランティア活動を理解し、積極的に参加する市民が増え、心と心がふれあう、ぬくもりのある社会を築いていくことが必要です。

- 1 社会参加活動への意識の高揚
- 2 ボランティア活動への支援

9 快適な地域づくりの推進

地域の課題を解決し、快適な環境のもとで安心して生活するためには、お互い学び合い支え合う学習活動を展開し、地域ぐるみの活動を推進していく必要があります。

- 1 地域づくりの推進
- 2 安全な生活の確保
- 3 快適な環境の確保